## 知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士/佐野辰巳◎弁護士

# 「エンボス深さ」の数値範囲が構成要件にある特許発明において、 被告製品のエンボス深さが測定できないため非充足とされた事例

「東京地方裁判所 令和6年8月21日判決 令和4年(ワ)第22517号]

## 1. 事件の概要

本件は、被告製品が原告の保有する 3件の特許権を侵害するとして原告が 被告に対して侵害差止めと損害賠償を 請求した事件です。本件では3件の特 許権について争われ、それぞれに構成 要件充足性と特許無効の抗弁で複数の 争点がありましたが、誌面の都合上、 本件特許権1の請求項1に係る発明 (本件発明1) の「エンボス深さ」に 関連する争点に絞って説明します。

## 2. 本件発明1の構成要件

本件発明1を構成要件ごとに分説す れば次のとおりです。

「1 A 2プライに重ねられ、エンボ スを有するトイレットペーパーをロー ル状に巻き取ったトイレットロールで あって、

- 1B 前記エンボスのエンボス深さが  $0.05 \sim 0.40 \text{mm}$
- 1 C 巻固さが0.3 ~ 1.4mm、
- 1 D 巻長が63~103m、
- 1 E 巻直径が105 ~ 134mm、

積が、 $4.0 \sim 6.5 \text{cm}^3 / \text{g}$ であり、

- 1 F 巻密度が $1.2 \sim 2.0 \text{m} / \text{cm}^2$ であり、 1 G 前記トイレットペーパーの比容
- 1 H 前記エンボス1個当たりの面積

が、 $2.5 \sim 6.0 \text{mm}^2$ である 1 I トイレットロール

## 3. 当事者の主張

## (1) 原告の主張

「各被告製品は、エンボスのエンボ ス深さが0.09mm (被告製品1)、0.08mm (被告製品 2)、0.08mm (被告製品 3) である。よって、各被告製品はいずれ も構成要件1Bを充足する。

本件明細書1の【0019】、【0025】に 記載されているとおり、本件発明1の エンボスは、ダブルエンボスであって もよい。また、紙の表面に高速でエン ボスローラーを当ててエンボスを施し ているため、無数にあるエンボスの全 てが寸分違わず同一の深さであるとい うことはありえない。そのことはシン グルエンボスでも、ダブルエンボスで も変わらないから、各エンボス間にば らつきがあることをもって、本件発明 1が、ダブルエンボスを除外している とは解釈し得ない

#### (2)被告の主張

「本件発明1は、2プライに重ねら れ、円形あるいは楕円形シングルエン ボスを有するトイレットペーパーを

ロール状に巻き取ったトイレットロー ルに限定される。そして、トイレット ペーパーとしてのエンボス深さを規定 することも、エンボスが均一に付与さ れるシングルエンボスであってこそ意 味のあるものになる

「本件発明1において、エンボス深 さを規定する技術的意義に照らすと、 ダブルエンボスという深さが不規則な エンボスを有し、エンボスの付与によ り一定の嵩高さを得ようとする技術的 思想のない各被告製品のエンボス深 さを測定して、構成要件1Bの充足性 を判断すること自体、理にかなってい ない。

また、製造方法からすると、ダブル エンボスにおいて、表面と裏面のシー トのエンボスを常に干渉しないように することはほぼ不可能であり、エンボ スの干渉が存在するということは、エ ンボスが潰れていることを意味し、エ ンボス深さを測定することができな い。実際、各被告製品のエンボスの周 縁は、ワンショット3D測定マイクロ スコープではそのほとんどのエンボス において認識できない(測定不可能)。 本件発明1においては、エンボスによ り、一律かつ均一にかさ高さを得るた

めの指標としてエンボス深さが規定さ れているところ、各被告製品において、 エンボス深さの測定の基礎となるエン ボスの周縁が認識できないから、各被 告製品が、構成要件1Bを充足しない。

原告によるエンボスの断面曲線によ る測定は、エンボスの最長部 a、最長 部bを基準として測定を行っておら ず、エンボスの中心から大きくはずれ た位置で、断面曲線を取得している。 また、曲率極大点P1、P2を基準と して深さを測定していない。原告が証 拠として提出した測定結果では、断面 曲線で緑色の枠内を決定し、『この位 置における、変曲点(P1、P2)を 決定すると「×」で示した箇所となる』 としているが、このような測定方法は、 本件明細書1に記載された測定方法で はない」

#### 4. 裁判所の判断

「構成要件1Bは、『前記エンボスの エンボス深さが $0.05 \sim 0.40$ mm、』と いうものであり、本件発明1のトイ レットペーパーのエンボスのエンボス 深さを定めている。本件発明1のトイ レットペーパーのエンボスのエンボス 深さについては、本件明細書1の 【0020】から【0025】までにその測定 方法に関する記載があしる。

「本件発明1のエンボス深さDは、 形状測定レーザマイクロスコープを用 いて、エンボスの高低差を測定するこ とで求める。形状測定レーザマイクロ スコープは、点光源であるレーザ光源 を、対物レンズを介して観察視野内の X-Y平面を複数に分割したピクセル にスキャンし、各ピクセルの反射光を

受光素子で検出する

「X-Y平面画像の色の濃淡でエン ボスの凸部(非エンボス部)と凹部が 分かるので、エンボスの最長部 a を見 分けることができ、凸部と凹部が隣接 している部分を横切るように線分A-Bを引くと、図5(b)に示すようにエ ンボスの高さ(測定断面曲線)プロファ イルが得られる

「図5(b)の高さプロファイルは、 実際のトイレットペーパーの試料表面 の凹凸を示す (測定) 断面曲線 S であ るが、トイレットペーパーの表面にあ る繊維塊などのノイズも含んでいるか ら、図6に示すように、高さプロファ イルの断面曲線Sから、λc:800 μm ……より短波長の表面粗さの成分を低 減フィルタによって除去して輪郭曲線 Wを計算する。この輪郭曲線Wのうち、 上に凸となる2つの変曲点P1、P2 と、変曲点P1、P2ではさまれる最 小値を求め、これを深さの最小値Min とする。変曲点P1、P2の深さの値 の平均値を深さの最大値Maxとする。 そして、エンボス深さD=最大値Max -最小値Minとする」

「最長部 a に垂直な方向での最長部 bについても、上記……と同様の方法 で、エンボス深さDを測定し、最長部 a と最長部 b の各エンボス深さDのう ち、大きい方の値をエンボス深さDと して採用する」

「上記……の測定を、トイレットペー パーの表面の任意の10個のエンボス について行い、その平均値を最終的な エンボス深さDとして採用する|

「エンボス深さDを測定する際、シ ングルエンボスパターンであっても、 ダブルエンボスパターンであっても、 測定面はトイレットペーパーの表面側 とする|

「本件明細書1には、エンボスの深 さの測定方法が記載されており、上記 ……のとおり、輪郭曲線のP1、P2 を『変曲点』とした上で、P1とP2 ではさまれる最小値や、P1とP2の 深さの平均値を求め、その平均値と最 小値の差をエンボス深さとしている。 その『変曲点』とされるP1、P2は、 『上に凸となる』ものである。ここで、 図6でP1、P2として示されている 点の位置に照らせば、それらP1、P 2は、輪郭曲線において『上に凸とな る曲率極大点』であると認められる|

「原告は、各被告製品について、エ ンボス深さD、エンボス面積を測定し た結果として実験結果報告書(甲10。 以下『甲10報告書』という。)を提出 する|

「原告は、甲10報告書の測定結果に 基づき、各被告製品が、構成要件1B を充足する旨主張する

「甲10報告書には、測定方法の説明 の部分において輪郭曲線の図が1枚掲 載され、その曲線上にP1、P2が示 されているが、その図がどの製品に関 するものであるかの記載はなく、甲 10報告書記載の各測定において、そ れぞれどのような輪郭曲線が得られ、 そのうちのどの点をP1、P2とした かを示す図などはない。

原告は、甲10報告書の提出後、甲10 報告書の測定において断面曲線上のP 1、P2をどのように特定したかにつ いての記載や、甲10報告書で測定した データに基づく、測定対象の各エンボ

スが写っている X - Y 平面画像 (以下、 『ワンショット画像』という。)とそれ に対応する断面曲線の図が示され、ま た、その断面曲線でのP1、P2の位 置が示されている報告書(甲51。以下 『甲51報告書』という。)を提出した

「甲51報告書で示された原告による 測定方法を『原告測定方法』というこ とがある

「原告測定方法におけるエンボスの 深さを測定するための測定断面曲線の 取得位置は、本件明細書1で示された 位置であるとは必ずしもいえない。ま た、本件明細書1では、断面曲線で上 に凸となる曲率極大点をP1、P2と しているのに対し、原告測定方法では、 断面曲線上のP1、P2の具体的位置 はワンショット画像によって決められ たものである。このようなP1、P2 の決定方法は、本件明細書1に記載さ れた測定方法とはいえない。なお、 ……原告測定方法によってP1、P2 とされた点の中には、各被告製品につ いて、上に凸となる曲率極大点でない 点が相当数存在する。

そうすると、以上に述べた点で、原 告測定方法で測定されたエンボスの深 さDは、本件明細書1に記載された方 法で測定されたものとはいえない」

「被告は、トイレットペーパーの表 面、裏面の各シートをそれぞれ表面に 凹凸をつけるエンボス処理した後、そ れぞれのシートの凸部同士を内側にし て2プライにするようなダブルエンボ スでは、表面と裏面のシートのエンボ スが干渉し、これらを常に干渉しない ようにすることはほぼ不可能であり、 付与された後のエンボスの形状、深さ

を明確に測定することができないの で、本件発明1は、シングルエンボス のトイレットロールのみに限定される と主張する。

しかしながら、本件明細書1記載の 方法でエンボス深さDを測定すること ができ、そこで測定されたエンボス深 さDに本件発明1の技術的意味がある ものであれば、本件発明1のトイレッ トロールが、シングルエンボスのトイ レットロールに限定されるとは認めら れない

## 5. 考察

本件発明1は、エンボス深さの数値 範囲を特定した構成要件を有する数値 限定発明です。数値限定発明では、対 象となる物性値やパラメータの測定方 法が明確であることが必須になりま す。物性値等の測定方法が不明確だと、 対象物(被疑侵害品など)が特許発明 の技術的範囲に属するか否かが判別で きなくなるためです。そのため本件明 細書1には、エンボス深さの測定方法 が詳細に記載されています。

ところが、本件では被告製品が本件 発明1の技術的範囲に属する証拠とし て原告が提出した甲10報告書および 甲51報告書での測定方法が本件明細 書1に記載された方法と異なっていた

ため、被告製品が本件発明1の技術的 範囲に属することが立証できたとは認 められず、請求棄却となりました。被 告は被告製品のエンボス深さが構成要 件1Bの数値範囲外であると主張した わけではありませんが、立証責任は原 告にあるので、被告製品が特許発明の 技術的範囲に属するか否かが真偽不明 である以上は請求棄却もやむを得ない でしょう。

なお、被告は、シングルエンボス(表 側シートと裏側シートを重ねた後に凹 凸加工したもの)でなければエンボス 深さを特定する技術的意味がなく、ダ ブルエンボス(表側シートと裏側シー トにそれぞれ凹凸加工した後に重ねた もの) は本件発明1の技術的範囲に属 さない旨主張しましたが、裁判所は本 件明細書1記載の方法でエンボス深さ を測定することが可能であれば、シン グルエンボスに限定されるものではな いと判断しています。

また、被告はダブルエンボスではエ ンボス深さの測定が不可能であると主 張していますが、被告製品のようなダ ブルエンボスではエンボス深さの測定 が原理的に不能なのか、それとも本件 訴訟で原告が提出した証拠では被告製 品のエンボス深さが立証できなかった だけなのかは不明です。

### いくた てつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録 後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。 この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

#### さの たつみ

東北大学大学院理学修士課程修了後、化学メーカーに入社し、特許担当者として勤務。2007 年弁護士登録後、インテックス法律特許事務所に在籍。